

Ⅶ 資料

相模原市次世代育成支援行動計画策定経過

平成15年

- 10月10日 第2回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
・ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画等の策定について

平成16年

- 1月19日 第3回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
・ 次世代育成支援に関するアンケート調査について
- 2月～3月 次世代育成支援に関するアンケート調査実施
- 5月14日 相模原市次世代育成支援対策協議会の設置
・ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画等の策定について
- 6月18日 第4回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会へ諮問
・ (仮称)相模原市次世代育成支援行動計画について
- 6月22日 第2回相模原市次世代育成支援対策協議会
・ 相模原市の人口動向
・ アンケート調査の結果から導かれる次世代育成支援における本市の現状と課題について
- 7月17日 市民と市長が語る会実施 (テーマ「子育て支援について」)
- 7月27日 第3回相模原市次世代育成支援対策協議会
・ 課題と計画の施策体系の検討
- 8月3日 第1回相模原市次世代育成支援対策協議会ワーキング
・ 施策等についての意見交換
- 8月13日 第2回相模原市次世代育成支援対策協議会ワーキング
・ 施策等についての意見交換及び基本理念について
- 8月20日 第3回相模原市次世代育成支援対策協議会ワーキング
・ 基本理念、基本方針、施策の方向について
- 8月24日 第4回相模原市次世代育成支援対策協議会ワーキング
・ 施策体系全体及び具体的な事業について
- 8月27日 第4回相模原市次世代育成支援対策協議会
・ 計画の骨格(案)について
・ 計画の施策体系について
- 9月16日 第5回相模原市次世代育成支援対策協議会
・ 計画の施策体系について
- 9月30日 第6回相模原市次世代育成支援対策協議会
・ 計画の重点目標について

- 10月4日 第5回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
・ (仮称) 相模原市次世代育成支援行動計画について (基本理念・基本方針・施策体系)
- 11月15日～ 「相模原市次世代育成支援行動計画 (素案)」 に対する市民意見の
12月14日 募集
- 11月28日 次世代育成支援シンポジウム開催
- 12月9日 市政モニター会議実施 ((仮称) 相模原市次世代育成支援行動計画について)
- 12月13日 第6回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
・ 相模原市次世代育成支援行動計画の素案について

平成17年

- 1月20日 第7回相模原市次世代育成支援対策協議会
・ 相模原市次世代育成支援行動計画 (案) について
・ プランの名称について
- 2月2日 第7回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
・ 相模原市次世代育成支援行動計画 (案) に係る答申について
- 2月17日 相模原市次世代育成支援行動計画について相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会より市長へ答申

相模原市次世代育成支援対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法等に基づき、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つ環境の整備を図る（仮称）「第三次さがみはら子どもプラン」（以下「子どもプラン」という。）を策定するため、「相模原市次世代育成支援対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもプランの内容の検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業主
- (3) 子育て支援活動団体に属する者
- (4) 福祉関係団体に属する者
- (5) 教育関係団体に属する者
- (6) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成17年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

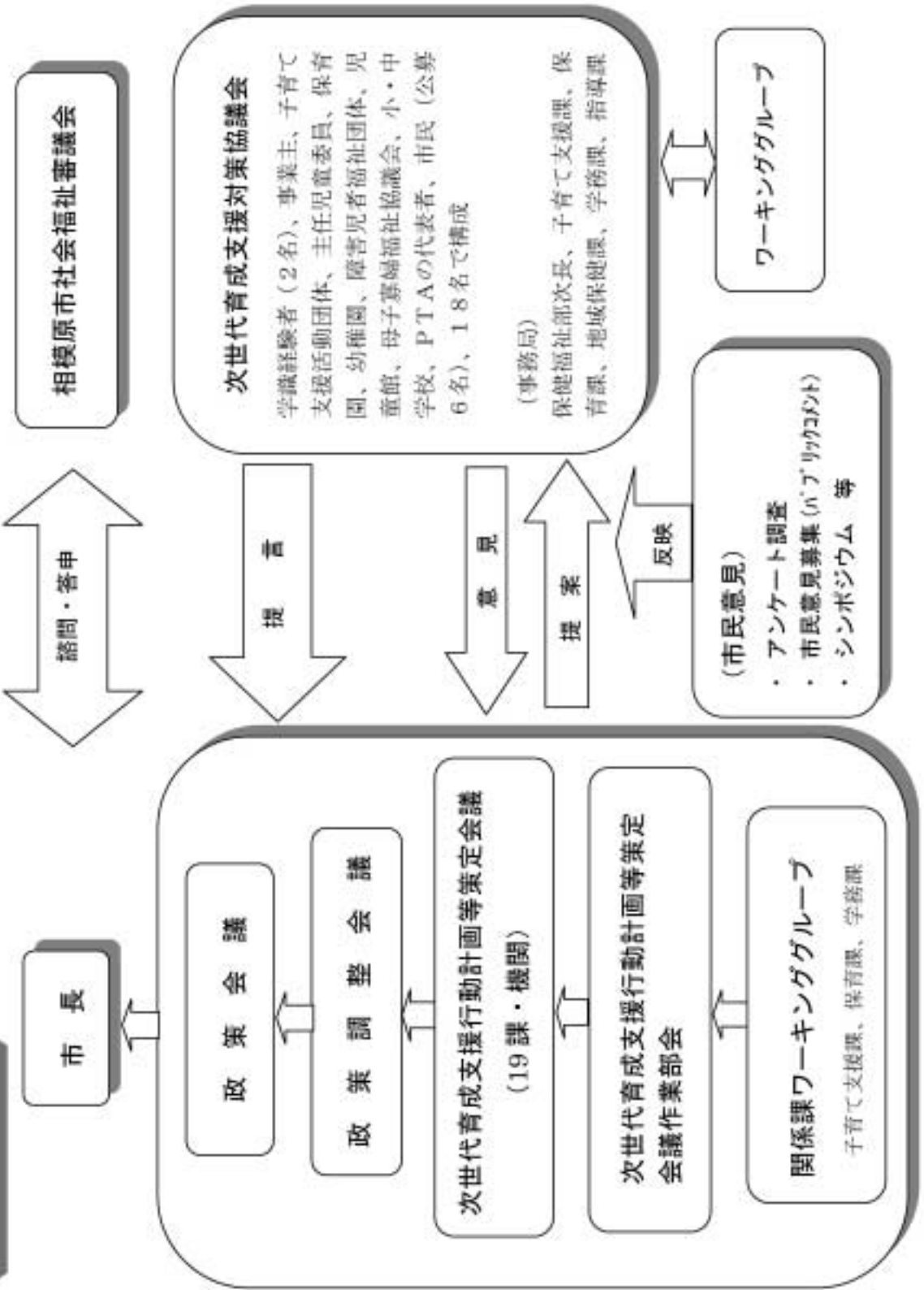
2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

相模原市次世代育成支援対策協議会委員名簿

会 長	瀧口 桂子	前東海大学健康科学部社会福祉学科教授
副会長	岡 健	大妻女子大学家政学部児童学科助教授
委 員	糸井 輝美	相模原市立小中学校PTA連絡協議会
〃	岡崎 京子	公募委員
〃	笠原 正敏	相模原商工会議所
〃	河合 奈穂子	公募委員
〃	小山 恭子	公募委員
〃	坂本 喜一郎	公募委員
〃	澁谷 武男	相模原市幼稚園協会
〃	白井 多喜子	相模原市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会
〃	鈴木 源二	相模原市私立保育園園長会
〃	瀬戸 武	相模原市障害児者福祉団体連絡協議会
〃	高橋 柳子	相模原市母子寡婦福祉協議会
〃	高柳 眞木子	相模原市母親クラブ連絡協議会
〃	幡野 公香	公募委員
〃	羽生 康雄	相模原市児童館連絡協議会
〃	春山 美保子	公募委員
〃	矢野 英明	相模原市公立小中学校長会

※委員は五十音順

策 定 体 制



次世代育成支援行動計画等策定会議設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)「第三次さがみはら子どもプラン」(以下「子どもプラン」という。)の策定に関する事項について、庁内の検討及び連絡調整等を行うため、「次世代育成支援行動計画等策定会議(以下「策定会議」という。)」を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) (仮称)「第三次さがみはら子どもプラン」の策定に係る庁内の検討及び調整に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策協議会への資料提出及び説明に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 策定会議に座長及び副座長を置く。
- 3 座長は保健福祉部次長を、副座長は子育て支援課長をもって充てる。
- 4 策定会議の下部検討機関として、次世代育成支援行動計画等策定会議作業部会(以下「部会」という。)を置く。
- 5 部会は、別表に掲げる者(保健福祉部次長を除く。)が指名する職員をもって構成する。

(策定会議)

第4条 策定会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 策定会議の進行は座長が行い、座長不在の場合には副座長が代理する。

(部会)

第5条 部会は、座長の指示に基づき副座長が招集する。

- 2 会議の進行は、子育て支援課長が指名する者が行う。

(分科会)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、策定会議又は部会に分科会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第7条 座長は、必要に応じて、策定会議、部会又は分科会に関係職員を出席させることができる。

(庶務)

第8条 策定会議及び部会の庶務は、保健福祉部子育て支援課及び保育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、策定会議の運営等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

次世代育成支援行動計画等策定会議構成員

保健福祉部次長
企画政策課長
男女共同参画課長
職員課長
財務課長
保健福祉総務課長
地域福祉課長
地域医療課長
障害福祉課長
地域保健課長
交通・地域安全課長
産業振興課長
住宅課長
学務課長
指導課長
青少年相談センター所長
生涯学習課長
青少年課長
子育て支援課長
保育課長

相模原市社会福祉審議会条例

平成14年12月24日

条例第43号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき設置する相模原市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(委員長の職務代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 法第11条第1項(法第12条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、法第11条第2項の規定により、高齢者の福祉に関する事項等を調査審議するため、高齢者福祉等専門分科会を置く。

2 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

- 5 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(審査部会)

第7条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に設けられる審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、審査部会の事務を掌理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 4 第5条の規定は、審査部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「審査部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 附属機関の設置に関する条例（昭和37年相模原市条例第17号）に基づき委嘱された相模原市社会福祉審査委員会の委員の任期は、同条例別表に定める委員の任期の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

会 長	庄司 順一	青山学院大学文学部教授
職務代理	小杉 芳春	神奈川県相模原児童相談所
委 員	内田 紀子	相模原市私立保育園園長会
〃	小磯 義範	相模原市社会福祉協議会
〃	澁谷 武男	相模原市幼稚園協会
〃	中島 克	相模原市医師会
〃	新沼 公秀	相模原市公立小学校校長会
〃	諸星 俊雄	相模原市立中学校校長会
〃	横田 研一	相模原市人権擁護委員
〃	吉本 一夫	相模原市民生委員児童委員協議会
前委員		
〃	石崎 東己	相模原市民生委員児童委員協議会

※委員は五十音順

Ⅶ 資料

相模原市次世代育成支援行動計画策定経過

平成15年

- 10月10日 第2回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
・ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画等の策定について

平成16年

- 1月19日 第3回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
・ 次世代育成支援に関するアンケート調査について
- 2月～3月 次世代育成支援に関するアンケート調査実施
- 5月14日 相模原市次世代育成支援対策協議会の設置
・ 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画等の策定について
- 6月18日 第4回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会へ諮問
・ (仮称)相模原市次世代育成支援行動計画について
- 6月22日 第2回相模原市次世代育成支援対策協議会
・ 相模原市の人口動向
・ アンケート調査の結果から導かれる次世代育成支援における本市の現状と課題について
- 7月17日 市民と市長が語る会実施 (テーマ「子育て支援について」)
- 7月27日 第3回相模原市次世代育成支援対策協議会
・ 課題と計画の施策体系の検討
- 8月3日 第1回相模原市次世代育成支援対策協議会ワーキング
・ 施策等についての意見交換
- 8月13日 第2回相模原市次世代育成支援対策協議会ワーキング
・ 施策等についての意見交換及び基本理念について
- 8月20日 第3回相模原市次世代育成支援対策協議会ワーキング
・ 基本理念、基本方針、施策の方向について
- 8月24日 第4回相模原市次世代育成支援対策協議会ワーキング
・ 施策体系全体及び具体的な事業について
- 8月27日 第4回相模原市次世代育成支援対策協議会
・ 計画の骨格(案)について
・ 計画の施策体系について
- 9月16日 第5回相模原市次世代育成支援対策協議会
・ 計画の施策体系について
- 9月30日 第6回相模原市次世代育成支援対策協議会
・ 計画の重点目標について

- 10月4日 第5回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
・ (仮称) 相模原市次世代育成支援行動計画について (基本理念・基本方針・施策体系)
- 11月15日～ 「相模原市次世代育成支援行動計画 (素案)」 に対する市民意見の
12月14日 募集
- 11月28日 次世代育成支援シンポジウム開催
- 12月9日 市政モニター会議実施 ((仮称) 相模原市次世代育成支援行動計画について)
- 12月13日 第6回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
・ 相模原市次世代育成支援行動計画の素案について

平成17年

- 1月20日 第7回相模原市次世代育成支援対策協議会
・ 相模原市次世代育成支援行動計画 (案) について
・ プランの名称について
- 2月2日 第7回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
・ 相模原市次世代育成支援行動計画 (案) に係る答申について
- 2月17日 相模原市次世代育成支援行動計画について相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会より市長へ答申

相模原市次世代育成支援対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法等に基づき、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つ環境の整備を図る（仮称）「第三次さがみはら子どもプラン」（以下「子どもプラン」という。）を策定するため、「相模原市次世代育成支援対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもプランの内容の検討に関する事。
- (2) その他必要な事項に関する事。

(委員)

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業主
- (3) 子育て支援活動団体に属する者
- (4) 福祉関係団体に属する者
- (5) 教育関係団体に属する者
- (6) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成17年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

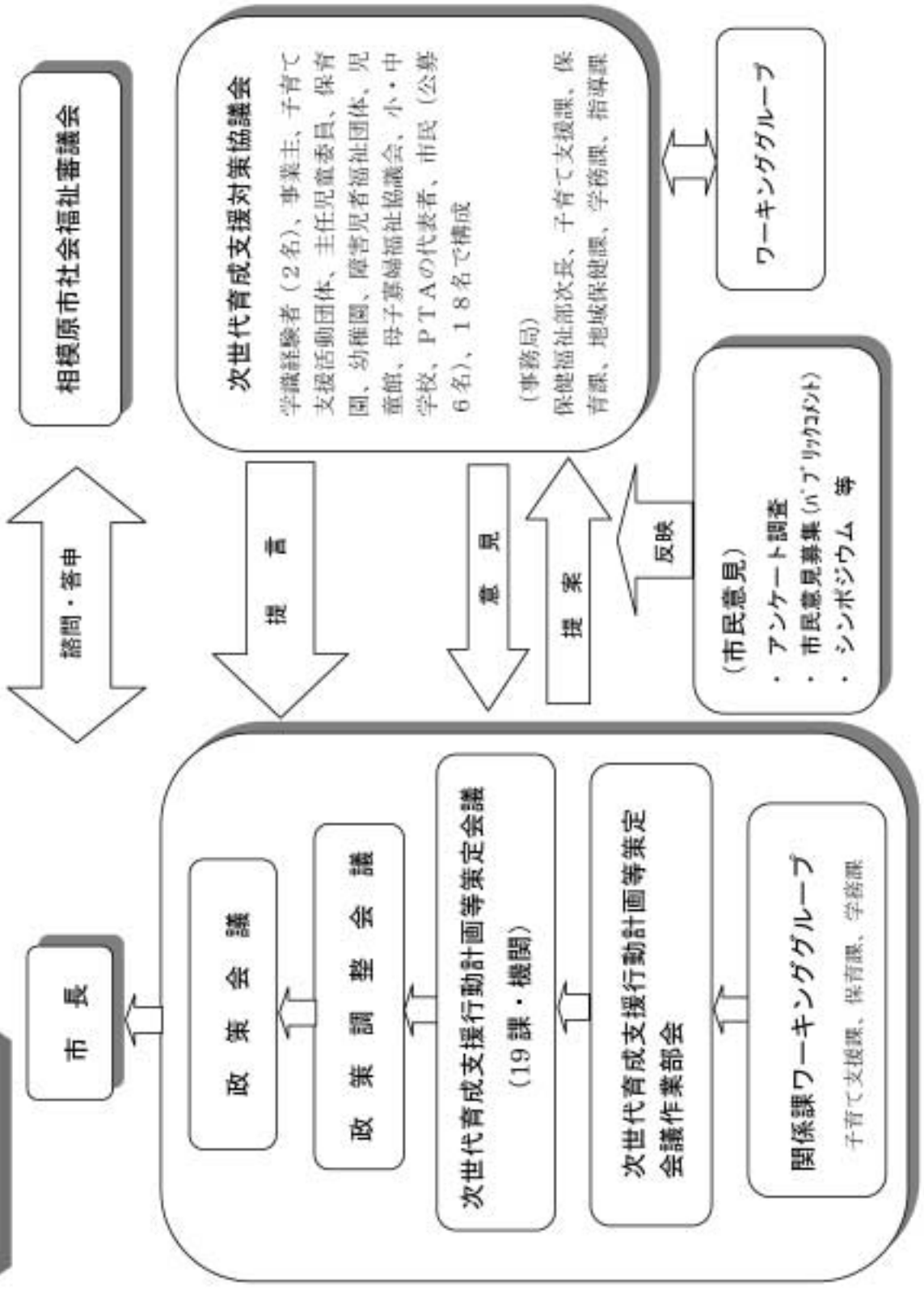
2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

相模原市次世代育成支援対策協議会委員名簿

会 長	瀧口 桂子	前東海大学健康科学部社会福祉学科教授
副会長	岡 健	大妻女子大学家政学部児童学科助教授
委 員	糸井 輝美	相模原市立小中学校PTA連絡協議会
〃	岡崎 京子	公募委員
〃	笠原 正敏	相模原商工会議所
〃	河合 奈穂子	公募委員
〃	小山 恭子	公募委員
〃	坂本 喜一郎	公募委員
〃	澁谷 武男	相模原市幼稚園協会
〃	白井 多喜子	相模原市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会
〃	鈴木 源二	相模原市私立保育園園長会
〃	瀬戸 武	相模原市障害児者福祉団体連絡協議会
〃	高橋 柳子	相模原市母子寡婦福祉協議会
〃	高柳 眞木子	相模原市母親クラブ連絡協議会
〃	幡野 公香	公募委員
〃	羽生 康雄	相模原市児童館連絡協議会
〃	春山 美保子	公募委員
〃	矢野 英明	相模原市公立小中学校長会

※委員は五十音順

策 定 体 制



次世代育成支援行動計画等策定会議設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)「第三次さがみはら子どもプラン」(以下「子どもプラン」という。)の策定に関する事項について、庁内の検討及び連絡調整等を行うため、「次世代育成支援行動計画等策定会議(以下「策定会議」という。)」を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) (仮称)「第三次さがみはら子どもプラン」の策定に係る庁内の検討及び調整に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策協議会への資料提出及び説明に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 策定会議に座長及び副座長を置く。
- 3 座長は保健福祉部次長を、副座長は子育て支援課長をもって充てる。
- 4 策定会議の下部検討機関として、次世代育成支援行動計画等策定会議作業部会(以下「部会」という。)を置く。
- 5 部会は、別表に掲げる者(保健福祉部次長を除く。)が指名する職員をもって構成する。

(策定会議)

第4条 策定会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 策定会議の進行は座長が行い、座長不在の場合には副座長が代理する。

(部会)

第5条 部会は、座長の指示に基づき副座長が招集する。

- 2 会議の進行は、子育て支援課長が指名する者が行う。

(分科会)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、策定会議又は部会に分科会を置くことができる。

(関係者の出席等)

第7条 座長は、必要に応じて、策定会議、部会又は分科会に関係職員を出席させることができる。

(庶務)

第8条 策定会議及び部会の庶務は、保健福祉部子育て支援課及び保育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、策定会議の運営等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

次世代育成支援行動計画等策定会議構成員

保健福祉部次長
企画政策課長
男女共同参画課長
職員課長
財務課長
保健福祉総務課長
地域福祉課長
地域医療課長
障害福祉課長
地域保健課長
交通・地域安全課長
産業振興課長
住宅課長
学務課長
指導課長
青少年相談センター所長
生涯学習課長
青少年課長
子育て支援課長
保育課長

相模原市社会福祉審議会条例

平成14年12月24日

条例第43号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき設置する相模原市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(委員長の職務代理)

第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 法第11条第1項(法第12条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、法第11条第2項の規定により、高齢者の福祉に関する事項等を調査審議するため、高齢者福祉等専門分科会を置く。

2 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

- 5 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(審査部会)

第7条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に設けられる審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、審査部会の事務を掌理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 4 第5条の規定は、審査部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「審査部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 附属機関の設置に関する条例（昭和37年相模原市条例第17号）に基づき委嘱された相模原市社会福祉審査委員会の委員の任期は、同条例別表に定める委員の任期の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

会 長	庄司 順一	青山学院大学文学部教授
職務代理	小杉 芳春	神奈川県相模原児童相談所
委 員	内田 紀子	相模原市私立保育園園長会
〃	小磯 義範	相模原市社会福祉協議会
〃	澁谷 武男	相模原市幼稚園協会
〃	中島 克	相模原市医師会
〃	新沼 公秀	相模原市公立小学校校長会
〃	諸星 俊雄	相模原市立中学校校長会
〃	横田 研一	相模原市人権擁護委員
〃	吉本 一夫	相模原市民生委員児童委員協議会
前委員		
〃	石崎 東己	相模原市民生委員児童委員協議会

※委員は五十音順

諮 問 書

F N o . 5 ・ 1 ・ 6
平成16年6月18日

相模原市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会
会長 庄 司 順 一 様

相模原市長 小 川 勇 夫

(仮称) 相模原市次世代育成支援行動計画について (諮問)

このことについて、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項
(仮称) 相模原市次世代育成支援行動計画について

- 2 答申希望時期
平成17年2月

以 上

答 申 書

平成17年2月17日

相模原市長 小川 勇夫 殿

相模原市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会
会 長 庄 司 順一

(仮称)相模原市次世代育成支援行動計画について (答申)

平成16年6月18日付けFNo. 5・1・6をもって諮問のありました標記のことについて、当審議会において審議した結果、別添のとおり答申します。

今後、基本理念の「子どもの夢 輝く みんなで育ちあうまち さがみはら」を踏まえ、市民と行政が一丸となって次世代育成支援の推進に取り組まれるよう要望します。

なお、計画の実施にあたっては、次の点に留意されたい。

- 1 市民と行政のパートナーシップのもと、子育て支援活動を総合的に支援する体制の整備に努められたい。
- 2 市民等で構成される地域協議会を設置し、計画の実施状況を把握・点検するとともに、的確な進行管理に努められたい。

以 上

次世代育成支援に関するアンケート調査について

1. アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

子育てサービスの質的・量的ニーズ及びニーズ対象者の状況を把握

(2) 調査対象者及びサンプル数

ア 就学前の子どものいる保護者	3,759 人
イ 小学校低学年（1年生～3年生）の子どものいる保護者	2,488 人
ウ 子ども本人（11歳、14歳、17歳）	1,500 人（各 500 人）
エ 青年男女（20歳、25歳、30歳、35歳）	2,000 人（各 500 人）
オ ひとり親家庭等の保護者	500 人

(3) 調査時期

平成 16 年 2 月～3 月

(4) 回収率

就学前 57.5%、小学校低学年 57.2%、子ども本人 50.9%、
青年男女 34.6%、ひとり親家庭等 50.6%

2. アンケート調査の結果の主なもの

(1) 家庭における子育て

- ア 子どもがいる保護者の理想的な子どもの人数は約 2.7 人、もつつもりの子どもの人数は約 2.2 人
- イ 子どもがいない既婚者の理想的な子どもの人数は約 2.1 人、もつつもりの子どもの人数は約 1.4 人
- ウ もつつもりの子どもの人数が少ない理由としては、子どもがいる保護者では、経済的理由が最も多く、次いで、育児の心理的、肉体的負担
- エ 9 割以上の家庭で、母親が主な子育ての担い手

(2) 子育てに必要なサービス

- ア 子育てに必要なサービスで、各階層が共通に望んでいるのは、「地域における子育て支援サービスの充実」
- イ 「地域における子育て支援サービスの充実」で、各階層が最も望んでいるのは、「緊急、一時的な保育」
- ウ 「子どもや母親の健康の確保や増進」として必要なサービスは、「小児医療の充実」及び「乳幼児医療費助成の充実」
- エ 「教育環境の整備」で、各階層が共通に望んでいるのは、「きめ細かな指導の充実や学校活性化の取組の推進」及び「道德教育の充実や多様な体験活動の推進」
- オ 「職業生活と家庭生活との両立の推進」で、各階層が共通に望んでいるのは、「企業が家庭生活との両立に理解を深めるための企業への啓発等の推進」
- カ 「子ども等の安全の確保」で、各階層が共通に望んでいるのは、「学校関係者や防犯ボランティア等の連携によるパトロール活動の推進」

(3) 保育等に関するサービス

- ア 希望どおりに平日の保育に関するサービスが行われた場合、就学前の子どものいる保護者の約6割が利用を希望
- イ 保育サービスの利用を希望している人のうち、「現在は就労していないが就労したい」と考えている人は約半数
- ウ 小学校低学年の子どもで平日に児童クラブを利用しているのは1割程度で、利用時間の延長や日・祝日の利用希望は約2割

(4) 地域社会における子育て環境

- ア 約9割の子どもは、こどもセンターや児童館の利用経験があり、施設への要望では、子どもを交えた施設の運営を希望
- イ 子どもの放課後の遊び場として、小学校低学年の子どものいる保護者の約4割は「公園や子どもの広場」を、小学生本人の約7割は「自宅や友だちの家」を希望
- ウ 地域の人々への要望は、子どもは「おとな自身がきちんとしてほしい」、青年男女は「悪いことや危険なことをした時には注意してほしい」
- エ 就学前の子どものいる保護者は、子育て相談や子育て学習を行う場所として公民館、親子の集いの場としてこどもセンターを希望

(5) 子どもの状況

- ア 親がしつけとして子どもをたたくことについて、おとなは約8割、子どもは約6割が肯定
- イ 3割を超える子どもはつらい体験をしており、そのうちの7割以上は「友だちからのいじめ」が原因

(6) ひとり親家庭等

- ア ひとり親家庭等になって困ったこととして、約8割が生活費の不足
- イ ひとり親家庭等の保護者は、約8割が仕事に就いているが、就業状態はパート・アルバイトが約半数
- ウ ひとり親家庭等の保護者が行政に望むサービスとして、「受講等に対する経済的支援」及び「自立支援教育訓練給付金」を希望

相模原市次世代育成支援シンポジウム

1. 目的

「次世代育成支援対策推進法」の制定に伴い、「(仮称)相模原市次世代育成支援行動計画」の素案を策定したが、パブリックコメントの実施期間中にシンポジウムを開催して、次世代を育むためのしくみづくりについて市民と一っしょに考え、市民意識の高揚を図る。

2. 日時及び会場

平成16年11月28日(日) 午後2時から午後4時
相模原市立産業会館多目的ホール

3. 参加者数

74名

4. 内容

(1) テーマ

子どもの夢 輝く みんなで育ちあうまち さがみはら

(「子ども」「家庭」「地域」を視点にした次世代を育むためのしくみづくりについて考える)

(2) 基調講演

(演題) 次世代育成支援に向けた取り組みについて

(講師) 庄司 順一氏 (青山学院大学文学部教育学科教授、
相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会会長)

(3) パネルディスカッション

(パネリスト) 庄司 順一 氏

岡 健 氏 (大妻女子大学家政学部児童学科助教授、
市次世代育成支援対策協議会副会長)

春山 美保子氏 (市次世代育成支援対策協議会公募委員)

(コーディネーター) 瀧口 桂子 氏 (前東海大学健康科学部社会福祉学科教授、
市次世代育成支援対策協議会会長)

市民意見の募集

1. 日程

- (1) 予告 平成16年11月15日号の広報さがみはらに掲載
(2) 募集期間 平成16年11月15日～12月14日まで 30日間

2. 配布場所

子育て支援課、行政資料コーナー、出張所、公民館
なお、市ホームページにも掲載

3. 募集方法

直接持参か郵送、ファクス、Eメール

4. 意見提出状況

26人 65件

5. 意見の内訳

計画全体	9件
子どもの遊び場、居場所	9件
就学前教育・保育	6件
小児医療	2件
学校教育	7件
学校評議員制度	3件
いじめ・不登校	3件
子どもの支援体制	2件
子どもの権利条例	2件
公民館	3件
その他の意見	9件
合計	55件 (同じ内容の意見は集約)

相模原市次世代育成支援行動計画
策定にあたっての提言

平成16年10月

相模原市次世代育成支援対策協議会

はじめに

相模原市次世代育成支援対策協議会は、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つ環境の整備を図る行動計画を策定するために、次世代育成支援対策推進法に基づき設置されました。公募市民6名の委員を含め、各種団体、協議会の代表委員、学識経験者からなる18名の委員会が組織され、相模原市の市民と地域、行政がともにパートナーシップを築き、子育てをとおして子ども・親・地域みんなで育ちあうまちづくりを実施するための行動計画策定に向けて協議を重ねてまいりました。

平成16年5月から9月末までに6回の協議会を開催し、まず現在施行している「新さがみはら子どもプラン」（平成13年策定）の検討、「相模原市次世代育成支援に関するアンケート調査」の結果に基づく市民のニーズと市の現状・課題について委員の相互理解をはかりました。次いで、次世代育成支援行動計画の基本理念、基本方針を決定し、施策の体系、具体的な事業計画の策定に取りかかりました。

その間に、当初は予定していなかったワーキンググループを立ち上げ、4回にわたり具体的な施策、事業について意見を出し合い、協議いたしました。これは市民の声を反映し、自分たちで相模原市のこれからの次世代育成支援計画を創るという熱心な委員からの要望により実施したものです。ワーキングによる試案をもとに全協議委員で確認作業を行い、行動計画をまとめ上げました。5年先、10年先を見通しての計画を創るにはあまりにも短い時間であり、必ずしも十分なものとはいえません。1年1年、計画がどのように実施され、その効果について市民が関心をもち、行政と協働してさらによりよい活動が展開されることが重要であります。

相模原市に生まれて良かった、毎日の生活も子育ても安心して楽しくできるまち、相模原の住民で良かったとみんなが実感できるまちづくりをしていくために、市当局においては「**子どもの夢 輝く みんなで育ちあうまち さがみはら**」（相模原市次世代育成支援行動計画）の提言を十分に反映した行動計画を策定していただくよう希望します。

平成16年10月

相模原市次世代育成支援対策協議会
会 長 瀧 口 桂 子

基本理念

「子どもの夢 輝く みんなで育ちあうまち さがみはら」

子どもの輝くまなざしは、わたしたちの心に夢と希望を与えてくれます。子どもはわたしたちの未来であり、明日の社会を拓く「夢」「希望」です。

子どもは、子ども同士や地域社会の中での様々な人との出会いを通して、一人ひとりが自らの“生きる力”を培う主体的な存在です。しかし、子どもが日々安心して育ち、輝きをもって生まれるためには、まずは親やおとな自身が地域社会の中で安心して暮らし、自分らしく輝いて生きることが大切です。

無限の可能性を持つ子どもの育ちを支えること。親が安心して夢や希望を持って子育てができること。そして地域が、そうした子ども自身や子育て家庭を支えることであたたかい絆を育み、新たな地域社会を創造し続けること。

相模原市では、市民と行政がともにパートナーシップを築き、子育てを通して子ども・親・地域みんなが育ちあう「まち」をめざします。

基本方針

次代を担う子どもが、幸せのうちに日々をすごし、のびやかに育つためには、子どもの健やかな育ちを保障するとともに、あたたかなつながりにあふれた地域のまなざしの中で、親自身も充実した“今”を生きられるよう支援していくことが大切です。

この計画では、基本理念を受け、「子ども」「家庭」「地域」に視点をあて、次世代を育むしくみづくりのために次の3つの基本方針を掲げ、総合的に施策を展開していきます。

1. 子どもが自らの夢をふくらませ 育つことを支える 環境づくり

子どもは、将来の経済的な安定や社会的な責任を背負うためだけに生まれてきたものではありません。子どもは、子どもとしての存在そのものに価値があるのです。

したがって、子どもは「子どもとしての権利」が護られると同時に、おとなと同様にひとりの人として、また、権利の主体者として尊重されなければなりません。

また、子どもが自らの夢をふくらませ、希望を持って育つためには、子どもにとって重大な危険を排除する環境を整備する傍らで、子ども自身が持つ「自ら育っていく力」を、子どもの立場に立って育み、伸ばし、支えていく多様なおとなによる見守りが必要不可欠です。

子どもは、遊びの場、学びの場、そして地域のいろいろな活動の場において、たくさんの人と交流し、そこでの様々な体験から自分にとって必要なこと、本当にし

たいと思えることを見つけていきます。また時には、そうして見つけ出してきた子どもにとって大切なことがらに、関心を寄せ、見守り、共に考え、話し合ってくれるおとなの存在が、とても貴重なものとなっていきます。

本計画では、明日の社会を拓く子どもの幸せを第一に考え、子どもが自分の夢をふくらませ、心身ともにすこやかに育つことができるような環境づくりを進めていきます。

2. 子どもを生み育てることに 安心と楽しさを感じられる 暮らしづくり

子どもが生まれること。子どもが育っていくこと。これらは本来、親にとって喜びです。しかし今、子育てにはたくさんの不安があります。

かつて子どもは、地縁・血縁といったつながりを持った地域の中で、多世代に渡るおとなや、たくさんの同世代の子どもに囲まれて育っていました。また子育ても、親だけでなく当たり前のように近隣に住む人々の助け合いの中で担われてきていました。

しかし現在では、核家族化の進行や就労環境の変化などを背景に、親が不安や負担感をかかえて子育てに向き合っている場合が少なくありません。また、思春期を迎え自立へと向かう子どもは、時に葛藤を抱きつつ両極を揺れ動いて育ちます。放っておいて欲しいと言いながら認められたいとも望み、自分で決断したい一方で守られたいとも願う。そうした子どもから拒絶されつつ頼られる矛盾や、子どもがだんだん見えなくなる不安を、思春期の子どもをもつ多くの親が全身で受け止めているのです。

しかも、子育てに伴う負担感や不安感といった空気は、これから子育てをする若い人たちの間にも、漠然としたものでありながらも確実に今、広がりを見せています。

親の育児力の低下は、昨今よく言われる問題です。しかし親が地域の中で、そして社会の中で人として支えられ、また子どもが地域のおとなに見守られていれば、ほとんどの場合、親の育児力は自然に育まれていくものです。

本計画ではこうしたことから、すべての子育て家庭を対象に様々な取り組みを行い、改めて地域全体でおとなと子どもが共に育ち合い、子どもを生み育てることに安心と楽しさを感じられるような暮らしづくりを進めていきます。

3. 子育て、子育てのあり方を みんなで育み合うための しくみづくり

子どもが自らの夢をふくらませ育ち、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに向き合えるようになるため、地域社会での支え合いをより一層充実させていくことが今、求められています。その実現のため行政においては、責任を持って担うべき部分は着実に実施しその役割を果たすこと、さらに市民が自らの力でできることについては地域が担っていけるよう、地域コミュニティーを育てていくことが大切です。

す。

子どもや子育て家庭を取り巻く問題について専門的な知識をもち、真剣に子どものことを考える人が子どもや子育てに関する部署につくよう、個々の行政職員がもつ専門性を伸ばし、よりよい支え合いにつながるよう人の配置を推し進めること。また子育て支援にかかわる職業はいまだ発展途上にあり、重要でありながらも不安定なものが多く、身分保障とその活動に対する質の評価といった両側面から人材の確保をしていくこと。そしてさらには、相模原の子どもにあたかなまなごしを届け、継続してその育ちを見守り続けていくためのしくみを、市民とともに育てていくこと等が必要不可欠です。

本計画では、行政が市民や企業・NPOなどと良好なパートナーシップを築き、継続してみんなで子育て、子育てのあり方を支え、育み合うためのしくみづくりを進めていきます。

(仮称)相模原市次世代育成支援行動計画施策体系図

基本理念

子どもの夢 輝く
みんなで育ちあうまち
さがみはら

基本方針

子どもが自らの夢を
ふくらませ育つことを
支える環境づくり

基本目標

1. 人権を大切に
する取り組み
の推進

2. 子どもの育ちを
支える機能
の充実と人材の
確保

3. 子どもの夢を
ふくらませる
場づくりの
推進

4. 子と親の健康
づくり

5. 地域の育児力
の推進

施策の方向

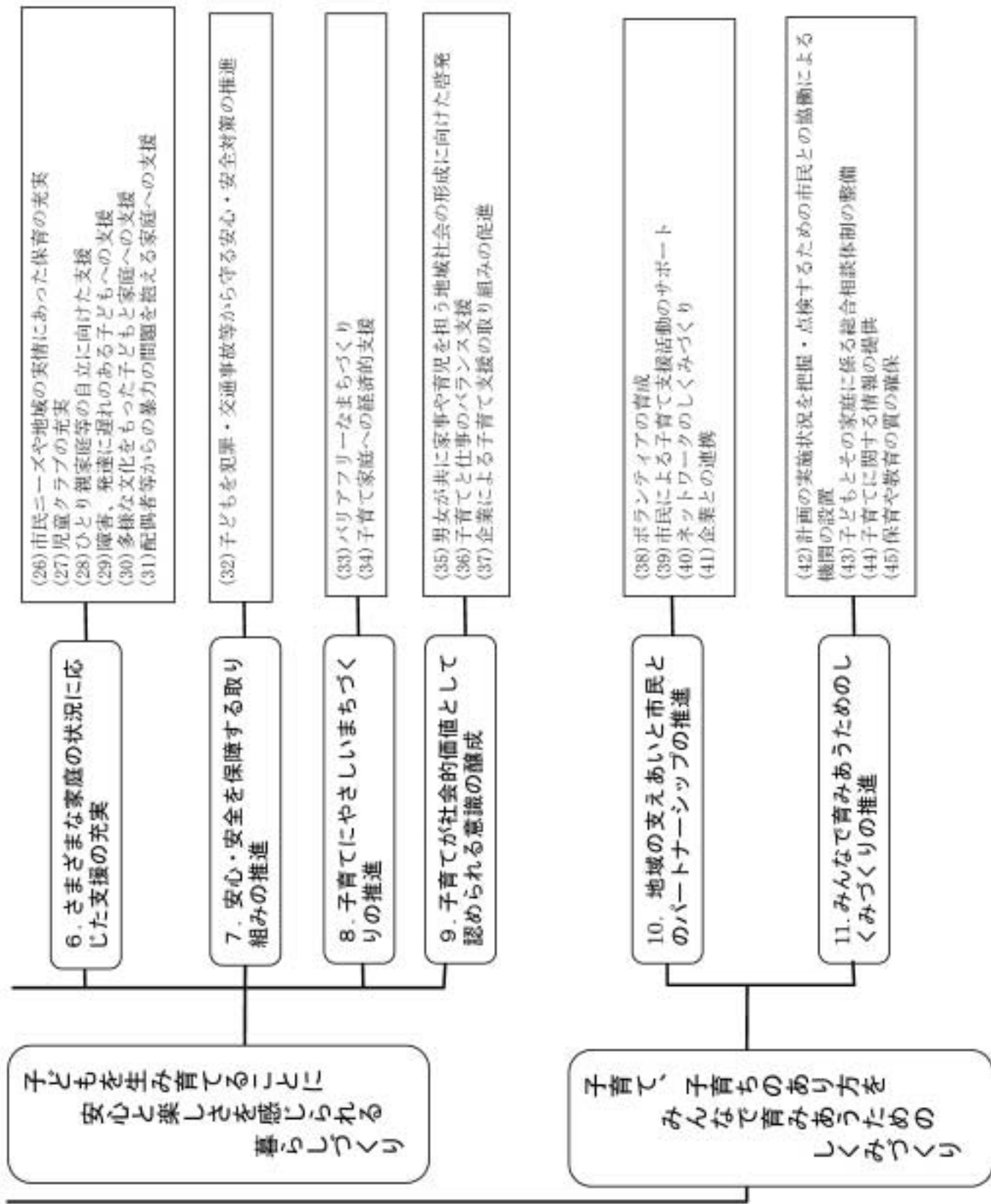
- (1) 子どもの人権擁護の推進
- (2) 児童虐待予防・防止対策の強化
- (3) いじめ、不登校児童生徒への支援
- (4) 子ども参画の促進

- (5) 子育ての楽しさや家庭を築くことの喜びを学ぶ機会の充実
- (6) 就学前の子どもに対する教育・保育の充実
- (7) きめ細やかな学校教育の推進
- (8) 子どもの育ちを支える機能の充実
- (9) 非行防止活動や有害環境対策の充実
- (10) 子どもの立場に立つ人の確保と養成
- (11) 青少年相談機能の充実

- (12) 子ども遊び場、居場所の確保
- (13) 青少年活動の充実
- (14) 子ども多様な活動の機会の充実
- (15) 子どもにやさしいまちづくり
- (16) 子ども職業観の育成
- (17) 子ども文化活動の推進

- (18) 妊娠・出産の安全性や快適性の確保と不妊への支援
- (19) 子ども心の安らかな成長の促進と育児不安の解消
- (20) 乳幼児期からの生活習慣病の予防の推進
- (21) 子ども成長段階に応じた食育の推進
- (22) 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備
- (23) 思春期における健康教育の充実

- (24) 身近な地域で進める子育て支援
- (25) 子育てに関する学習機会の充実



重点事業

本書は、これまでの答申書とは大きく異なり、公募による市民委員を含む本協議会が、次世代育成支援行動計画の具体案をひとつの案として取りまとめ、それを提言するという形をとっています。このことは、本対策協議会がその1回目より一貫して、次世代育成支援の行動計画の実現においては市民と地域、そして行政が協働することが必要不可欠であるという認識に立ったことに対する一つの具体的な成果を示すものであって、それはまた、これまでの多くの自治体におけるこの種の取り組みと比べても非常に創造的、かつ画期的な取り組みであったことをも意味するものだと捉えております。

本協議会は、地方自治体の財政状況が決して楽観視できるものでないことを十分に認識しています。しかしそうであるからこそ具体的な施策の実現にあたり、本協議会が特に優先すべきと考える要点を明確にする必要があると考え、ここに27のポイントとして明示したいと思います。

1. 子どもが自らの夢をふくらませ 育つことを支える 環境づくり

- (1) 子どもの人権を護るためのしくみをつくる。
- (2) 十分な養育が受けられない子どもの人権を守るための事業を推進する。
(子どもの緊急、一時的避難場所の設置、里親制度の充実)
- (3) 子ども・未成年が、異年齢交流や地域間交流など多様な人との関わりを通して、主体的に自己実現・自己表現ができると共に、思いやり・協調性を培うことのできる場の拡大を推進する。
- (4) 学校等の基本的子ども関連施設の開放を進め、より地域に開かれた機関にする。
- (5) 子どもの立場に立つ人の養成と確保を行う。
- (6) いじめ、不登校児童生徒の場づくりなどを支援する。
(具体的事業：家庭教育へ働きかけられるシステムづくり、不登校を受け入れる施設の充実、子育て相談機関の充実)
- (7) 「遊び場（プレーパーク）」事業を推進する。

2. 子どもを生み育てることに 安心と楽しさを感じられる 暮らしづくり

- (8) 思春期の子どもが、乳幼児と触れ合う多様な機会、多様な実施に努める。
- (9) 公私立全保育園で行う地域子育て支援センター事業の構築により、サロン・ひろば事業から始まり、すべての乳幼児と保護者への情報提供や支援を進める。
- (10) 子育て家庭が自主的に地域活動や生涯学習活動等を行える環境を整える。
- (11) 地域の人材を掘り起こし必要な機関につなげるといったコーディネータ機能を持つ人を一部に試行的に配置し、その成果を検証しつつ徐々に広げる。
- (12) 外に出にくい人のために訪問型支援を充実し、情報提供や相談に対応する。
- (13) 就業と子育てのバランスがとれるような、具体的な支援策やしぐみを提示する。
- (14) ひとり親家庭、その他様々な事情を抱えている家庭に対して、手当や自立支援事業などを充実強化するとともに、子育てにかかる費用を軽減する対策を拡充する。
(具体的事業：ひとり親家庭に関する制度の周知の充実、父子家庭への児童扶養手当の支給等の支援の充実、外国人家庭等への支援の充実、DV対策・シェルター設置の推進)
- (15) 一時保育を拡充する。

(16) 主に自閉症児及び精神障害児に対する、小児精神科医、言語療法士、作業療法士、理学療法士からなる特別支援教育コーディネータを設置する。

3. 子育て、子育てのあり方を みんなで育みあうための しくみづくり

(17) 地域の子ども・家庭を見守る小さなネットワークづくりを推進する。

(18) 子育てに関する行政の機構を一元化し、一貫した施策展開を行うとともに、わかりやすい窓口をつくる。

(19) 子育て支援に関する情報を、行政、民間にかかわらず市民が得られるようなしくみをつくる。

(20) 基金設立等、子育て支援を間接的に行う市民、企業等が参加しやすいしくみをつくる。

(21) 妊娠、出産、育児、子ども自身の相談等を担う機関には、高度な専門性および専門機関に適切につなげるコーディネート技能の両方を持った職員を配置し、子どもや子育て家庭と直接対応する機関の行政職員に求められる知識や技能を修得できる研修体制を整える。

(22) 自主的な子育て・子育て支援者が、基本的な技能や知識を得て、それをステップアップできるしくみをつくる。

(23) 行政は、市民活動・NPOのリスクを軽減するように、活動を支援する。

(24) 子育て支援の活動について、個人、公、民の枠を越え、各々が責任を持てるように基本方針を周知し、その活動範囲を明確にする。

(25) 福祉・教育の質を向上するためのしくみをつくる。

(26) 子育て支援について、未来への必要な投資として十分な予算を配置する。

(27) 以上の点につき、取り組んだ内容を市民とともに年度ごとに振り返り、それを子ども（未成年）にもわかりやすく公表し、更なる向上に努める。

施策の方向別の主な具体的事業一覧

- 市が実施している主な事業
- ◎ 協議会委員からだされた事業

1. 人権を大切にする取り組みの推進

(1) 子どもの人権擁護の推進

- (仮称) 子どもの権利条例制定の検討
- 「子どもの権利条約」学習資料リーフレットの作成、配布
- ◎ 子どもの緊急・一時的な避難場所の設置
- ◎ 性教育の問題
- ◎ 児童相談所の設置検討

(2) 児童虐待予防・防止対策の強化

- 児童虐待防止ネットワークの設置
- 育児支援教室
- ふれあい親子サロン
- おやこひだまり相談室
- ◎ イベント型でない常設型のひろば事業
- ◎ 地域に密着した相談体制の確立
- ◎ 虐待通報がしやすいシステムの構築
- ◎ 子育てサポータの設置
- ◎ 里親制度の推進と支援体制の充実(相談、レスパイト)
- ◎ 養育困難な家庭への相談と支援体制の充実
- ◎ 子どものかかわる職種(幼稚園、保育所、学校)へ虐待の発見と対応方法の教育の充実

(3) いじめ、不登校児童生徒への支援

- 支援教室通室相談事業「銀河」「若葉」
- メンタルフレンド派遣事業
- ◎ いじめ、不登校児童生徒の場づくり(フリースペース、フリースクール)
- ◎ 保護者への支援の充実

(4) 子ども参画の促進

- 子ども議会
- 人権・福祉教育の推進
- 「子どもの権利条約」学習リーフレットの作成、配布(再掲)
- ◎ 子ども自身による公共施設の運営等に関する参画の推進
- ◎ 中・高校生を含めた子ども議会の開催

2. 子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保

(5) 子育ての楽しさや家庭を築くことの喜びを学ぶ機会の充実

- 赤ちゃんとふれあい体験教室
- ◎ 次代の親を育む事業の実施

(6) 就学前の子どもに対する教育・保育の充実

- ◎ 幼稚園や保育所における情報提供の推進
- ◎ 幼稚園と保育所における教育環境の充実
- ◎ 子育て関連機関における安全教育の充実
- ◎ 子育て関連機関の施設整備環境の充実
- ◎ 子育て関連機関における健康管理の充実
- ◎ 全保育所での一時保育事業による在宅支援の充実
- ◎ 全保育所での延長保育事業による子育て支援の充実
- ◎ 全保育所での地域子育て支援センター事業による地域の子育て支援の充実

(7) きめ細やかな学校教育の推進

- 少人数指導等支援事業
- 人権・福祉教育の推進
- 「子どもの権利条約」学習資料リーフレットの作成、配布(再掲)
- 道徳教育の充実
- 外国人英語指導助手(ALT)小中学校派遣事業
- 海外帰国及び外国人児童生徒教育推進事業
- 学生ボランティア制度の推進
- 学校施設の整備
- ◎ 支援教育の充実

- ◎ 市民講師の活用など人材の確保
- ◎ 児童・生徒指導の充実
- ◎ 小・中・高校の連携
- (8) **子どもの育ちを支える機能の充実**
 - 学校評議員制度の推進
 - ◎ 子どもの立場に立つための教師の研修
 - ◎ 保護者の手による学校評価の導入
- (9) **非行防止活動や有害環境対策の充実**
 - 青少年街頭指導・相談事業
 - 青少年健全育成協議会の活動
 - 青少年健全育成地域活動事業（モデル地区）
- (10) **子どもの立場に立つ人の確保と養成**
 - ヤングテレホン相談
 - メンタルフレンド派遣事業（再掲）
 - 学生ボランティア制度（再掲）
- (11) **青少年相談機能の充実**
 - 青少年街頭指導・相談事業（再掲）
 - ヤングテレホン相談（再掲）
 - 青少年教育相談事業、青少年相談事業
 - 学校出張相談事業
 - 支援教室通室相談事業「銀河」「若葉」（再掲）
 - メンタルフレンド派遣事業（再掲）
 - ◎ 加害者も含めた相談体制の充実
 - ◎ 地域の子どもを見守る小さなネットワークづくり
 - ◎ スクールカウンセラーのソーシャルワーク機能の充実
 - ◎ スクールカウンセラーを（仮称）子ども家庭支援センターに配置

3. 子どもの夢をふくらませる場づくりの推進

- (12) **子どもの遊び場、居場所の確保**
 - こどもセンター建設事業
 - こどもセンター、児童館事業
 - 街区公園整備及び再整備事業
 - 子どもの広場事業
 - ふれあい広場事業
 - ◎ 市民との協働による冒険遊び場づくりの推進
 - ◎ 市民との協働による公園づくりの推進
 - ◎ 利用しやすい公園づくりの推進
 - ◎ こどもセンターの運営方法の見直し（館長の公募等）
 - ◎ 放課後の居場所づくり
- (13) **青少年活動の充実**
 - 青少年指導員の配置
 - 青少年学習センター事業
- (14) **子どもの多様な活動の機会の充実**
 - 子ども留学交流事業
 - 中学生交流事業訪加団
 - 相模川自然の村野外体験教室事業
 - 総合型地域スポーツクラブモデル事業
 - 地域・子どもふれあい事業
 - 農業体験学習
 - ◎ 子ども自身による公共施設の運営等に関する参画の推進（再掲）
 - ◎ 幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校の子どもの交流の推進
- (15) **子どもにやさしいまちづくり**
 - こどもセンター、児童館事業（再掲）
 - 人にやさしいまちづくり事業
 - 福祉のまちづくり環境整備の推進
 - 駅舎エレベーター等の整備
 - 街区公園等遊具安全点検事業
 - 街区公園整備及び再整備事業（再掲）
 - 子どもの広場事業（再掲）
 - ふれあい広場事業（再掲）

(16) 子どもの職業観の育成

- さがみはら子どもアントレプレナー体験事業
- ◎ 子どもハローワーク事業
- ◎ フリーター対策事業

(17) 子どもの文化活動の推進

- 子ども留学交流事業（再掲）
- 中学生交流事業訪加団（再掲）
- 博物館事業
- ◎ 図書活動、読み聞かせ事業の推進

4. 子と親の健康づくり

(18) 妊娠・出産の安全性や快適さの確保と不妊への支援

- 母子健康手帳・ほほえみ（相模原市母子保健情報冊子）の配布
- 妊婦健康診査
- 妊産婦訪問指導
- ハローマザークラス（母親・父親教室）
- ◎ 不妊への支援

(19) 子どもの心の安らかな成長の促進と育児不安の解消

- 乳幼児健康診査（4か月児、8か月児、お誕生日前、1歳6か月児、2歳児、3歳6か月児、乳幼児経過健診）
- 新生児訪問指導
- 母子訪問指導
- ひばり教室（1歳6か月児健康診査の事後指導教室）
- つばさ教室（3歳6か月児健康診査の事後指導教室）
- 幼児健診における心理相談の実施
- おやこひだまり相談室の実施（再掲）
- ◎ 保健師訪問事業の充実
- ◎ 産じょく期等のヘルパー事業
- ◎ 24時間相談事業
- ◎ 電子メールによる相談事業の充実
- ◎ 母親サロン事業
- ◎ ふれあい親子サロンの充実
- ◎ 母親支援の充実
- ◎ イベント型でない常設型のひろば事業（再掲）
- ◎ 幼稚園・保育所の相談機能の充実
- ◎ 在宅支援事業の充実
- ◎ 巡回相談の充実

(20) 乳幼児期からの生活習慣病の予防の推進

- 元気Kidsの食育セミナー（こどもの生活習慣病予防教室）
- 栄養相談

(21) 子どもの成長段階に応じた食育の推進

- 食生活改善推進員の養成
- 赤ちゃんセミナー（離乳食講習会）
- 元気Kidsの食育セミナー（こどもの生活習慣病予防教室）（再掲）
- 栄養相談（再掲）
- 農業体験学習（再掲）

(22) 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

- 小児急病診療事業
- ◎ 乳幼児健康診査の実施方法の見直し

(23) 思春期における健康教育の充実

- 思春期保健セミナー
- 薬物乱用防止対策事業
- ◎ 薬物乱用防止教育の推進
- ◎ 性の問題（再掲）

5. 地域の育児力の推進

(24) 身近な地域で進める子育て支援

- ファミリーサポートセンター事業
- ふれあい親子サロン（再掲）
- 一時保育事業

- 地域子育て支援センター事業
- コミュニティー保育事業
- 母親クラブ育成事業
- 主任児童委員・児童委員活動
- ◎ ファミリーサポートセンター事業の質の確保
- ◎ ショートステイ事業の取り組みの推進
- ◎ トワイライトステイ事業の取り組みの推進
- ◎ 子育てに関する提案コンクール事業
- ◎ 空き教室を利用した世代間交流事業
- ◎ イベント型でない常設型のひろば事業（再掲）
- ◎ 一時保育事業の全保育所での展開
- ◎ 地域子育て支援センター事業の全保育所での展開

(25) 子育てに関する学習機会の充実

- 子育て学習講座の開催
- 家庭教育に関する講座の開催
- ◎ 家庭教育の充実
- ◎ 公民館の講座開催等における2歳未満の子どもの保育の実施

6. さまざまな家庭の状況に応じた支援の充実

(26) 市民ニーズや地域の実情にあった保育の充実

- 病後児保育（施設型）事業
- 一時保育事業（再掲）
- 公立保育所の民営化
- 保育所受入枠の拡大
- 延長保育事業
- 夜間保育事業
- 休日保育事業
- 私立幼稚園預かり保育事業
- 私立幼稚園就園奨励補助事業
- ◎ 一時保育の充実
- ◎ 預かり保育の推進
- ◎ 幼稚園における子育て支援の充実

(27) 児童クラブの充実

- 児童クラブ待機児童の解消
- 公立児童クラブの再整備
- ◎ 預かり時間の見直し
- ◎ 基本的機能の充実

(28) ひとり親家庭等の自立に向けた支援

- 母子（父子）相談事業
- 児童扶養手当の支給
- 母子・父子家庭等福祉手当の支給
- 母子寡婦福祉資金の貸付
- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給
- 母子家庭日常生活支援事業
- ひとり親家庭等医療費助成事業
- ◎ 制度の周知の充実
- ◎ 事業参加及び制度利用手続きの見直し
- ◎ 父子家庭への児童扶養手当の支給
- ◎ 母子生活支援施設の設置
- ◎ 就労支援
- ◎ 公営住宅の優先入居

(29) 障害、発達に遅れのある子どもへの支援

- 重度障害者医療費助成事業
- 重症心身障害児者通園事業
- 特別児童扶養手当の支給
- 障害児福祉手当の支給
- 療育相談事業
- 障害児通園（デイサービス）事業
- ◎ 統合教育の充実
- ◎ 巡回相談の充実（再掲）

◎ 夏休み等長期休業日の対応

(30) 多様な文化をもった子どもと家庭への支援

○ 外国人指導・生徒教育（再掲）

◎ 外国人家庭等への支援の充実

(31) 配偶者等からの暴力の問題を抱える家庭への支援

○ 女性相談事業

◎ DV対策、シェルター設置の推進

7. 安心・安全を保障する取り組みの推進

(32) 子どもを犯罪、交通事故等から守る安心・安全対策の推進

○ 防犯灯の設置促進

○ 交通安全教室の開催

○ 交通安全パトロールの実施

○ 学童通学安全指導員の配置

○ 防犯講習会の実施

○ こども110番の家、走るこども110番の家

○ 防犯ブザーの貸与

◎ ガーディアンエンジェルス等の取り組みの推進

8. 子育てにやさしいまちづくりの推進

(33) バリアフリーなまちづくり

○ 人にやさしいまちづくり事業（再掲）

○ 福祉のまちづくり環境整備の推進（再掲）

○ 駅舎エレベーター等の整備（再掲）

(34) 子育て家庭への経済的支援

○ 児童手当の支給

○ 就学援助費の支給

○ 助産施設入所委託事業

○ 小児医療費助成事業

○ 小児医療費援護事業（養育医療、育成医療、小児特定疾患）

○ 私立幼稚園就園奨励補助事業（再掲）

◎ 小児医療費の所得制限の撤廃

9. 子育てが社会的価値として認められる意識の醸成

(35) 男女が共に家事や育児を担う地域社会の形成に向けた啓発

○ 「お父さんといっしょ」の配布

◎ 片働き世帯での育児休業取得の制度化

◎ 父親参加型の子育て支援講座の実施

(36) 子育てと仕事のバランス支援

○ ファミリーサポートセンター事業（再掲）

○ 病後児保育（施設型）事業（再掲）

○ 保育所受入枠の拡大（再掲）

○ 延長保育事業（再掲）

○ 夜間保育事業（再掲）

○ 休日保育事業（再掲）

○ 私立幼稚園預かり保育事業（再掲）

○ 児童クラブ待機児童の解消（再掲）

(37) 企業による子育て支援の取り組みの促進

◎ 子育て支援の取り組みをしている企業への入札ポイント制度の実施

◎ 子育てファンドの設立

◎ 企業内保育施設への支援

10. 地域の支え合いと市民とのパートナーシップの推進

(38) ボランティアの育成

◎ 子育て支援に関するボランティアの育成及びボランティアへの助成の充実

◎ ファミリーサポートセンターの援助会員を活用した子育てボランティア

◎ 子育てサポーターの配置（再掲）

(39) 市民による子育て支援活動のサポート

○ 主任児童委員・児童委員活動（再掲）

○ 母親クラブ育成事業（再掲）

◎ 空き教室を利用した世代間交流事業（再掲）

◎ 子育てサポーターの配置（再掲）

(40) ネットワークのしくみづくり

○ 地域子育て支援センター事業（再掲）

◎ 幼稚園、保育所等に従事する者が小学校に行き、子どもの情報交換を行う

◎ 公民館、こどもセンターに利用者委員会の設置

◎ 公民館、こどもセンター、ファミリーサポートセンター事業等の各種委員会への市民の参画

◎ 教育委員会に保護者委員会の設置

◎ 行政職員の研修の充実、窓口対応の検証システムの構築

(41) 企業との連携

◎ 企業等との協賛による情報誌の作成

◎ 商業施設などでの子育て情報誌の配布

1.1. みんなで育み合うためのしくみづくりの推進

(42) 計画の実施状況を把握・点検するための市民との協働による機関の設置

(43) 子どもとその家庭に係る総合相談体制の整備

◎ 24時間相談事業（再掲）

◎ 電子メールによる相談事業の充実（再掲）

◎ 地域に密着した相談体制の確立（再掲）

◎ 子ども家庭支援センターの増設と整備

(44) 子育てに関する情報の提供

○ 子育てマップの作成、配布

◎ 商業施設などでの子育て情報誌の配布（再掲）

◎ 転入時の子育て関連情報の提供の充実

◎ 子育てサークル、NPO法人などによる子育て情報誌の作成

◎ 子育て支援コーディネーターの配置

(45) 保育や教育の質の確保

◎ 専門職職員の研修の充実

◎ ひろば事業従事者、こどもセンター指導員の研修

◎ 行政職員の研修、適材適所の確保

◎ 市民との協働による専門性と公平性を持った第三者評価機関の設置

◎ 幼稚園、保育所等に従事する者が小学校に行き、子どもの情報交換を行う（再掲）

◎ こどもセンター館長の公募（再掲）

◎ ファミリーサポートセンター事業の質の確保（再掲）

◎ 公民館の講座開催等における2歳未満の子どもの保育の確保（再掲）

次世代育成支援対策協議会に参加して

委員氏名	感想・メッセージ
糸井 輝美	<p>現在、育ちつつある親子、これから生まれてくる親子が健やかに生活できるよう、いろいろな方の経験や知識を聞くことができ、また、現在実行されている施策もたくさんあることに気づかされ、とても良い経験ができました。計画された事業が地域に広がり、現在・未来の親子を地域の方々で手助けできればステキな住みよい相模原になることを思い、願います。</p>
岡崎 京子	<p>今回、公募市民代表として協議会に参加してさまざまな立場の方達のご意見を聴かせていただき、未知の分野についてとても視野が広がりました。そして、市民の意見や思いをこれほどまで尊重し、相模原の未来を共に考えていきたいという行政の担当職員の方たちの姿勢に、今後の官民協働の地域社会作りに明るいものを感じました。参加できたことを感謝しております。</p>
笠原 正敏	<p>協議会に参画しての感想は、良かったことは、各代表が持場、立場で力をあわせて提言ができたこと、ワーキングチームを編成し、短期にまとめた委員長長の決断と市職員の適切な資料提供が重なり、良い結果に繋がったと思います。今後は行政が真摯に受止め、可能なかぎり提案に沿った実施と実施後の評価をお願いします。最後に協議会に選んでいただき、多くの人と接し、新しい知識を学べたことに感謝申し上げます。また、将来が楽しくなりそうです。</p>
河合 奈穂子	<p>今回、相模原市次世代育成支援行動計画の策定にあたって委員として会議に参加し、自分の意見を発言できる機会が与えられて、大変うれしく思いました。また、さまざまな分野の代表の方々の意見を聞くことによって、今まで自分自身、知り得なかったことや疑問に思っていた話も聞くことができたので、とても勉強になりました。さらに詳しく意見をまとめていくためにワーキングメンバーとしても参加でき、何度も話し合うことにより、和やかな雰囲気の中で案を一つひとつ作成してきたことにも満足しております。これから、この協議会で作成される案がどのくらい承認されるかわかりませんが、市民からの意見を重点に置いた案が議会で提出されるということは初めてということなので、私自身、注目して参りたいと思っております。わが家の子どもたちもまだ幼いので、決定された案を含め、どのくらい利用していくことができるのかなども考えながら、さらなる相模原の子どもプランについても発言することができたらと思っております。</p>
小山 恭子	<p>現在、自信をなくし、孤独と戦い、心身共にストレスに侵されている母親が増えてきていると思われます。それは相模原も例外ではありません。育児真っ最中の母親の一人として、母親の実情を発言する機会などめったにないと思い、応募し参加させてもらいました。なかなか普段では味わえない緊張の中、発言するのは勇気のいることでしたが、今までの生活パターンでは知りうるはずもなかった様々な方たちの意見を聞くことができ、本当に貴重な経験となりました。今後も、今回の経験を生かし、自分自身に何ができるのか？ということ問いかけながら前向きに歩んでいきたいと思います。たいした力にはならなかったかもしれませんが、貴重な経験をさせていただき、本当に感謝しています。ありがとうございました。</p>
坂本 喜一郎	<p>このたび、本協議会を通して、「子育て」に関わる様々な方々の誠心誠意・熱意を持って取組まれる姿にふれることのできる機会をいただけたことは、私にさらに大きな勇気と熱意を与えてくれる貴重な場となりました。心から皆様に感謝するとともに、まずは自分の周りから「育ちあう」雰囲気作りに取組みたいと思っております。ありがとうございました。</p>
澁谷 武男	<p>5月14日(金)、市長より「次世代育成支援対策協議会」の委員に委嘱されました。大変光栄であるとともに、責任の重さを感じ、会に望んだのも昨日のように思い出されます。私の場合は、幼稚園の代表という立場で相模原における幼児教育(就学前教育)の位置づけをどのように次世代法の中で活かしていくのかが、課題でありました。次世代法の基本的な考え方は、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援すること。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識、及び家庭や地域社会にお</p>

	ける子育て機能の再生を図ること等を重点に内容検討された協議会は、大変ハードであったが充実していたように思います。それぞれの立場はありますが、委員全体が「子育て・子育て」の仕組み作りの方向に目を向け、真摯に取り組んだ結果が、今回の「行動計画書」になったのだと思います。いろいろ貴重な経験をさせていただき、大変勉強になりました。ありがとうございました。
白井 多喜子	この会に参加いたしまして、内容がなかなかつかめませんでした。しかし、各代表の活発なご意見があり、勉強させられました。自分の子育てにはできなかったこと、行政にはなかった支援等、今孫育てをしながら、たくさんのごことをこの会で提案してくれたことを大変うれしく思います。そして主任児童委員の活動をして、ぜひ子どもに未来と夢を与えてほしいと感じました。相模原市で子育てして良かったと思うよう希望します。
鈴木 源二	このような会で、行政のたたき台なしに一から行動計画策定にあたっての提言を作れたことは、自分にとっても貴重な体験として感謝しています。特に、ワーキングを取りまとめたいただいた瀧口・岡先生には大変ご苦勞をかけました。心よりお礼申し上げます。これから、この計画を実現していけるように自分の立場で努力していきたいと思っています。
瀬戸 武	相模原市次世代育成支援対策協議会に、障害者団体の立場から意見、施策、事業等協議してまいりましたが、短い(6回)期間では十分に満足するような提言には至りませんでした。計画が1年1年どのように実施され、その成果が検証されることが重要と思っております。
高橋 柳子	次世代育成支援への関心は、程度の差はあっても、多くの市民が漠然とした問題意識、不安、良く育てほしいという望みを持っていると思います。この思いをいかに引き出して前向きのものにしていくか、また現在無関心の人たちにいかに目を向けてもらうか、地域と行政が一体になって取り組むときと思います。話し合いを夢で終わらせないために、そして、提案事項を実現させるためには、経費が必要となる部分が多く、それがなければ一歩も進めないというのではすべてが夢になってしまいます。将来を見通す広い視野、しっかりした視点で考えることのできる、さらに次世代育成に情熱のある人材を数人確保して(お金がなくても前に進む発想の転換などアドバイスしていただく)、おとなも子どももともに育ちあう、元気のよい町づくりを推進していけたらよいと思います。
高柳 眞木子	協議会を重ね「相模原市」を改めて見つめなおすとき、「次世代を担う子どもたち」に自分の子どもの姿を重ね、「地域」に近所の方々の姿を重ねながら取り組んでまいりました。そして計画がまとまった今、小さな思いでも未来のためにできることがある、という希望と自信を持つことができたように思います。
幡野 公香	市民の生活に関わる各関係の方々とは話し合う場を持つことができ、大変有意義な体験でありましたことに、感謝申し上げます。この協議会の内容が市政に反映されることを希望しております。そして、相模原市がますます市民を尊重し、市民の声が各部門において恒常的に市政に届きますことを願います。また、市民も自覚を持ち真のパートナーシップが築かれることに期待し、私自身もできることを模索してまいりたいと考えております。
春山 美保子	子育て真っ最中の母親代表としていろいろと意見をのべさせていただき、ありがとうございました。次世代育成のために自分が関わり、協議会に参加できたことをうれしく思います。
矢野 英明	いろいろなものが急速に変化する時代だからこそ「子育て」ということをみんなでしっかりと考えなければいけないと思います。子どものことだから家庭だけが、あるいは学校だけが考えるのではなく、社会全体としてもっと真剣な議論と具体的な行動をしなければと思っています。

敬称略、名簿順に掲載

さがみはら いきいき親子 応援プラン
- 相模原市次世代育成支援行動計画 -

平成 17年 3月発行

編 集 相模原市 保健福祉部 こども育成課
発行者 相 模 原 市
〒229-8611
相模原市中央2丁目11番15号
電 話 042-754-1111